

箕面市立箕面保育所民営化法人応募条件

<応募資格>

- ①大阪府内で保育所を運営している法人
- ②社会福祉法人または学校法人

なお、当該保育所運営を目的として新法人を設置する場合も含む。ただし、新法人設置の場合は、新法人理事及び職員における保育所運営実績を審査の対象とする。

<運営>

良好な保育所運営実績を有する法人であり、当該保育所を直接運営すること。

<職員>

- ①施設長及び主任保育士は、児童福祉施設の実務経験を有し、児童福祉施設又は幼稚園で10年以上勤務経験を有すること。
- ②当該保育所に勤務する保育士は、保育士としての実務経験を4年以上有する者が2分の1以上含まれていること。
- ③保育士の年齢構成に配慮すること。
- ④看護師を配置すること。
- ⑤保育士の配置については、国基準を遵守するほか、1歳児は5：1の対数とすること。

<保育内容>

保育内容については、国の保育所保育指針、箕面市立保育所保育課程、箕面市人権保育基本方針及び箕面市障害児保育の手引きを基本とすること。

(1) 保育時間等

- ①保育時間は午前7時から午後7時30分までとする。
- ②保育所の休所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで。ただし、災害時を除く。

(2) 保育所定員

120人（現行どおり）

(3) 給食

- ①完全給食とすること。
- ②アレルギー等の対策を行うこと。
- ③法人栄養士による栄養管理・食材管理を行うか、市のメニュー・食材管理を直接取り入れるかのいずれかの方法によること。

(4) 支援児（障害児）保育を実施すること。（加配保育士の補助は市が実施）

(5) 園庭開放及び育児相談を実施すること。

(6) 職員研修計画を市に提出し、計画に対する市の指導を受けること。

(7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。

(8) 帽子・靴・連絡帳等の共同購入するものは最低限度とし、代替品による対応を認めること。

(9) 制服は定めないこと。

- (10) 保護者会の設立及びその会費は、保護者に一任すること。
- (11) 民営化後速やかに福祉サービス第三者評価を受け、保育の質の向上を図ること。
- (12) 特別保育（延長、休日、一時保育等）を実施する場合は提案すること。

<引き継ぎ>

箕面保育所の引き継ぎは、下記のとおりとする。

(1) 三者懇談会

- ① 保護者代表・法人・市で三者懇談会を設置し、引き継ぎに当たっての必要事項を話し合うこと。
- ② 三者懇談は、法人決定後開始し、民営化後も一定期間継続すること。

(2) 引き継ぎ期間

平成25年4月から平成26年3月までとする。

(3) 保護者説明会

市と合同で保護者説明会を、法人決定時及び必要に応じて随時実施すること。

(4) 平成26年3月1日から同3月31日までの間、各クラス担任を予定している職員（保育士）をクラスごとに1人以上配置し、引き継ぎを受けること。また、それに先立ち同1月から2月の間においても随時職員（保育士）を配置すること。

(5) 引き継ぎ期間中に市の保育士とともに保護者の個人懇談を行うこと。

(6) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、常勤調理員（保育所での調理経験1年以上）を1名配置し、引き継ぎを受けること。

(7) 当該保育所に勤務している市の職員が法人への就労を希望したときは、その採用に努めること。

※引き継ぎに係る人件費は市が補助します。（限度額あり）

<公募条件の継続>

移管に伴い保育業務委託契約を締結し、保育所運営条件内容を継続的に履行すること。